

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年1月27日
【発行者名】	株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメント
【代表者の役職氏名】	代表取締役 岡野 大
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 東京虎ノ門グローバルスクエア
【事務連絡者氏名】	北野 記実
【電話番号】	03-6810-7856
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバル資産分散ポートフォリオ（R）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

（１） 【ファンドの名称】

グローバル資産分散ポートフォリオ（Ｒ）（以下、「当ファンド」または「Redファンド」という場合があります。）

（２） 【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、株式会社sustenキャピタル・マネジメント（以下「委託会社」という場合があります。）を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）に基づく、契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。なお、委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３） 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４） 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、当ファンドの基準価額については、「（８）申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの額で、便宜上、1万口単位で表示される場合があります。

（５） 【申込手数料】

ありません。

（６） 【申込単位】

委託会社（販売会社）が別途定める単位とし、詳細については、「（８）申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

ただし、収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。

（７） 【申込期間】

2026年1月28日から2026年7月27日まで

申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

下記の委託会社(販売会社)の照会先までお問い合わせください。

<委託会社(販売会社)>

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

ホームページ <https://susten.jp/>

電話番号 03-6810-7856(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメントは当ファンドの販売会社としての役割を兼ねています。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金を委託会社(販売会社)が指定する期日までに支払うものとします。

申込にかかる発行価額の総額は、委託会社(販売会社)によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定する当ファンドの口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払い込まれます。

詳細については、「(8) 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの委託会社(販売会社)にお支払いください。

詳細については、「(8) 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

当ファンドは、投資者と株式会社sustenキャピタル・マネジメントが締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。

当ファンドの取得には、株式会社sustenキャピタル・マネジメントと投資一任契約に基づいて資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

ただし、委託会社が、一般社団法人投資信託協会「正会員の業務運営等に関する規則」(第6条の2第1項各号に掲げる事由)に基づき、当ファンドの取得を行う場合を除きます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主として国内外の上場投資信託受益証券（ETF）への投資、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引および商品先物取引等を通じて、実質的に日本を含む世界の株式、債券、その他のリスク性資産に分散投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。また、外貨建資産の一部については、為替ヘッジ比率をコントロールし、対円での為替ヘッジを行う場合があります。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社との合意により当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの基本的性格は、以下の一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分をご参照ください。当ファンドが該当する項目を網掛け表示しています。

商品分類表

単位型・追加型投信の別	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉となる資産）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
		その他資産
	内外	資産複合

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信（リート）およびその他資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株		グローバル（日本を含む）	
債券 一般	年1回	日本	
公債	年2回	北米	
社債	年4回	欧州	
その他債券 クレジット属性	年6回 （隔月）	アジア	あり （一部の資産）
不動産投信	年12回 （毎月）	オセアニア	なし
その他資産（投資信託 受益証券（株式、債券 等）、株価指数先物取 引、債券先物取引およ び商品先物取引等）	日々	中南米	
	その他	アフリカ	
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東（中東） エマージング	

該当する属性区分の定義について

その他資産（投資信託 受益証券（株式、債券 等）、株価指数先物取 引、債券先物取引および 商品先物取引等）	投資信託受益証券への投資を通じて、国内外の株式、債券等へ実質的に分散投資し、また株価指数先物取引、債券先物取引および商品先物取引等に投資するものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジあり（一部の 資産）	目論見書または投資信託約款において、一部の資産に為替ヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

当ファンドは、投資信託受益証券への投資および先物取引等により運用を行います。このため、「組入れている資産そのもの」を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託受益証券（株式、債券等）、株価指数先物取引、債券先物取引および商品先物取引等）と「収益の源泉となる資産」を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください（<https://www.toushin.or.jp/>）。

ファンドの特色

- (イ) 日本を含む世界の株式、債券、その他のリスク性資産に分散投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
- (ロ) 主として国内外の上場投資信託受益証券（ETF）への投資、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引および商品先物取引等を通じて、実質的に日本を含む世界の株式、債券、その他のリスク性資産に分散投資します。

先物取引をヘッジ目的に限定せず積極的に活用し、投資信託受益証券への投資と合わせて実質的にファンドの信託財産の純資産総額の最大1.6倍相当額の投資を行うことがあります。

投資対象とする投資信託受益証券については、＜投資対象の投資信託受益証券候補一覧＞をご覧ください。なお、投資対象の投資信託受益証券は、今後変更となる場合があります。

- (ハ) 国内外の上場投資信託受益証券（ETF）への投資を通じて実質的に保有する外貨建資産の一部については、為替ヘッジ比率をコントロールし、対円での為替ヘッジを行う場合があります。

対円での為替ヘッジにより、実質的に保有する外貨建資産の一部については、為替変動による影響（為替変動リスク）は低減されますが、その影響を完全に排除できるものではありません。また、ヘッジ対象通貨と日本円の短期金利の差により為替ヘッジコストが生じる場合があります。

＜投資対象の投資信託受益証券候補一覧＞

資産	銘柄	主要投資対象	総経費率 (年率)
債券	State Street SPDR ブルームバーグ・ハイ・イールド債券 ETF	米国ハイ・イールド債券	0.40%
債券	iシェアーズ iBoxx米ドル建てハイイールド社債 ETF	米国ハイ・イールド債券	0.49%
債券	iシェアーズ・コア米国総合債券市場 ETF	米国投資適格債券	0.03%
株式	iシェアーズ MSCI 米国ミニマム・ボラティリティ・ファクター ETF	米国株式	0.15%
株式	iシェアーズ MSCI 米国モメンタム・ファクター ETF	米国株式	0.15%
株式	iシェアーズ MSCI 米国クオリティ・ファクター ETF	米国株式	0.15%
株式	iシェアーズ MSCI 米国バリュー・ファクター ETF	米国株式	0.15%
株式	バンガードFTSE先進国市場（除く米国）ETF	先進国株式（除く米国）	0.03%
株式	バンガードFTSEエマージング・マーケット ETF	新興国株式	0.07%
株式	バンガード・スモールキャップ ETF	米国株式	0.05%
株式	SPDR S&P500 ETF Trust	米国株式	0.0945%
株式	バンガード・トータル・ストック・マーケット ETF	米国株式	0.03%
金	SPDRゴールド・シェア	金地金	0.40%

不動産投資信託	バンガード・リアル・エステイト ETF	米国上場不動産投資信託	0.13%
---------	---------------------	-------------	-------

上記は、2025年10月末現在における投資対象とする投資信託受益証券であり、同時点のデータを基に作成しています。

投資対象とする投資信託受益証券は、今後変更となる場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2020年10月9日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2024年7月26日 重大な約款の変更により、運用の基本方針を信託財産の中長期的な成長を目指し積極的な運用を行う旨へ変更

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社(株式会社sustenキャピタル・マネジメント)

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

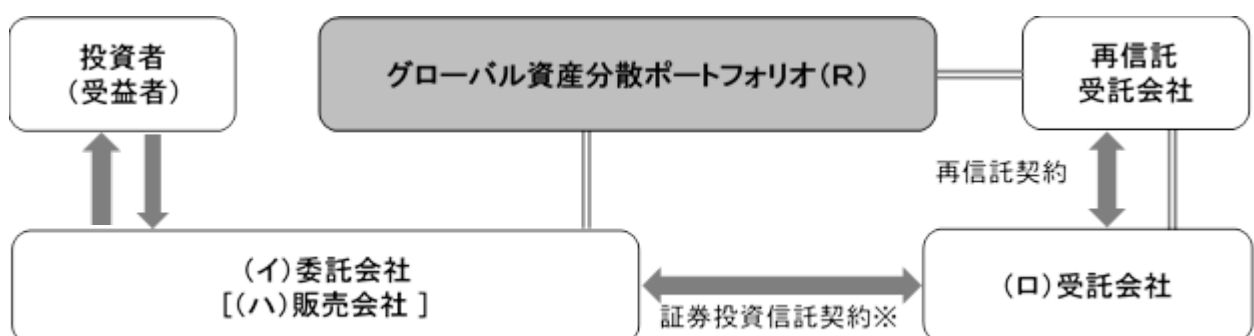
(ロ) 受託会社(みずほ信託銀行株式会社、再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管および管理等を行います。

(ハ) 販売会社

委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメントが販売会社としての役割を兼ねており、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

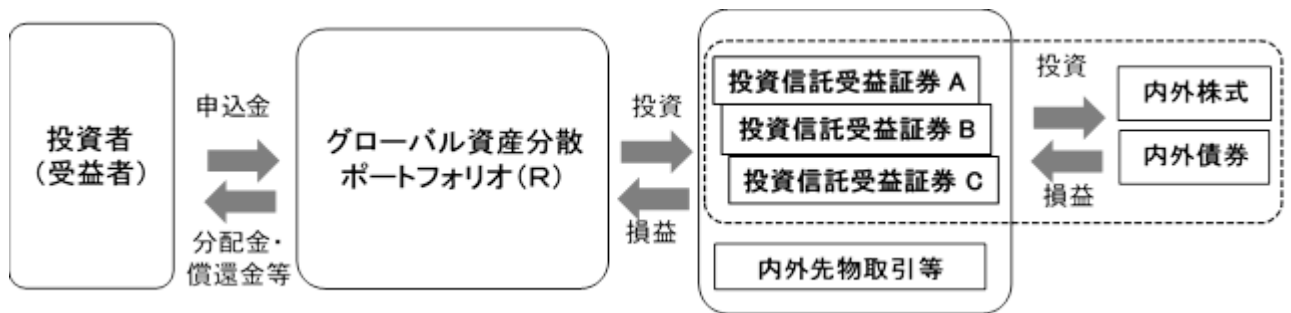
なお、当ファンドは、投資者と株式会社sustenキャピタル・マネジメントが締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。当ファンドの取得には、株式会社sustenキャピタル・マネジメントと投資一任契約に基づいて資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。ただし、委託会社が、一般社団法人投資信託協会「正会員の業務運営等に関する規則」(第6条の2第1項各号に掲げる事由)に基づき、当ファンドの取得を行う場合を除きます。



証券投資信託契約の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しています。当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象ならびに委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等を規定したものです。

○当ファンドは、投資信託受益証券への投資および内外先物取引等により運用を行います。



委託会社の概況

(イ) 資本金の額

70百万円（2025年10月末現在）

(ロ) 委託会社の沿革

2019年7月4日 会社設立

2020年6月26日 金融商品取引業者登録（関東財務局長（金商）第3201号）

(ハ) 大株主の状況（2025年10月末現在）

株主名称	住所	所有株数	比率
株式会社マネーフォワード	東京都港区芝浦三丁目1番21号 msb Tamachi 田町ステーションタワーS 21階	1,982,817株	30.6%
岡野 大	東京都世田谷区	1,047,865株	16.2%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

当ファンドは、主として国内外の上場投資信託受益証券（ETF）への投資、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引および商品先物取引等を通じて、実質的に日本を含む世界の株式、債券、その他のリスク性資産に分散投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。また、外貨建資産の一部については、為替ヘッジ比率をコントロールし、対円での為替ヘッジを行う場合があります。

投資態度

- (イ) 主として国内外の上場投資信託受益証券（ETF）への投資、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引および商品先物取引等を通じて、実質的に日本を含む世界の株式、債券、その他のリスク性資産に分散投資します。
- (ロ) 国内外の上場投資信託受益証券（ETF）の銘柄配分（日本を含む世界の株式および債券等の実質的な資産配分）は委託会社の判断により機動的に変更します。
- (ハ) 先物取引をヘッジ目的に限定せず積極的に活用し、投資信託受益証券への投資と合わせて実質的にファンドの信託財産の純資産総額の最大1.6倍相当額の投資を行うことがあります。

- (二) 国内外の上場投資信託受益証券(ETF)への投資を通じて実質的に保有する外貨建資産の一部については、為替ヘッジ比率をコントロールし、対円での為替ヘッジを行う場合があります。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

国内外の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場している投資信託受益証券(ETF)、株価指数先物取引、債券先物取引および国内外の商品取引所(商品先物取引法第2条第4項に規定する商品取引所およびこれに類似する取引所で外国に所在するものをいいます。以下同じ。)に上場している商品先物取引等を主要取引対象とします。

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- (イ) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
- A) 有価証券
 - B) デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限り、)に係る権利
 - C) 約束手形
 - D) 金銭債権
 - E) 商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいい、投資信託約款に定めるものに限り、)に係る権利
- (ロ) 次に掲げる特定資産以外の資産
- A) 為替手形

有価証券の運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (イ) 株券または新株引受権証券
 - (ロ) 国債証券
 - (ハ) 地方債証券
- (二) 特別の法律により法人の発行する債券
- (ホ) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- (ヘ) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- (ト) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- (チ) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- (リ) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- (ヌ) コマーシャル・ペーパー
- (ル) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券

- (ヲ) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (ワ) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- (カ) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- (ヨ) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- (タ) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- (レ) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- (ソ) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (ツ) 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- (ネ) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (ナ) 外国の者に対する権利で、前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

(ラ) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、(イ)の証券または証書、(ヲ)および(レ)の証券または証書のうち(イ)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(ロ)から(ヘ)までの証券ならびに(カ)の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券、ならびに(ヲ)および(レ)の証券または証書のうち(ロ)から(ヘ)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(ワ)の証券および(カ)の証券(新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。

(イ) 預金

(ロ) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

(ハ) コール・ローン

(ニ) 手形割引市場において売買される手形

(ホ) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

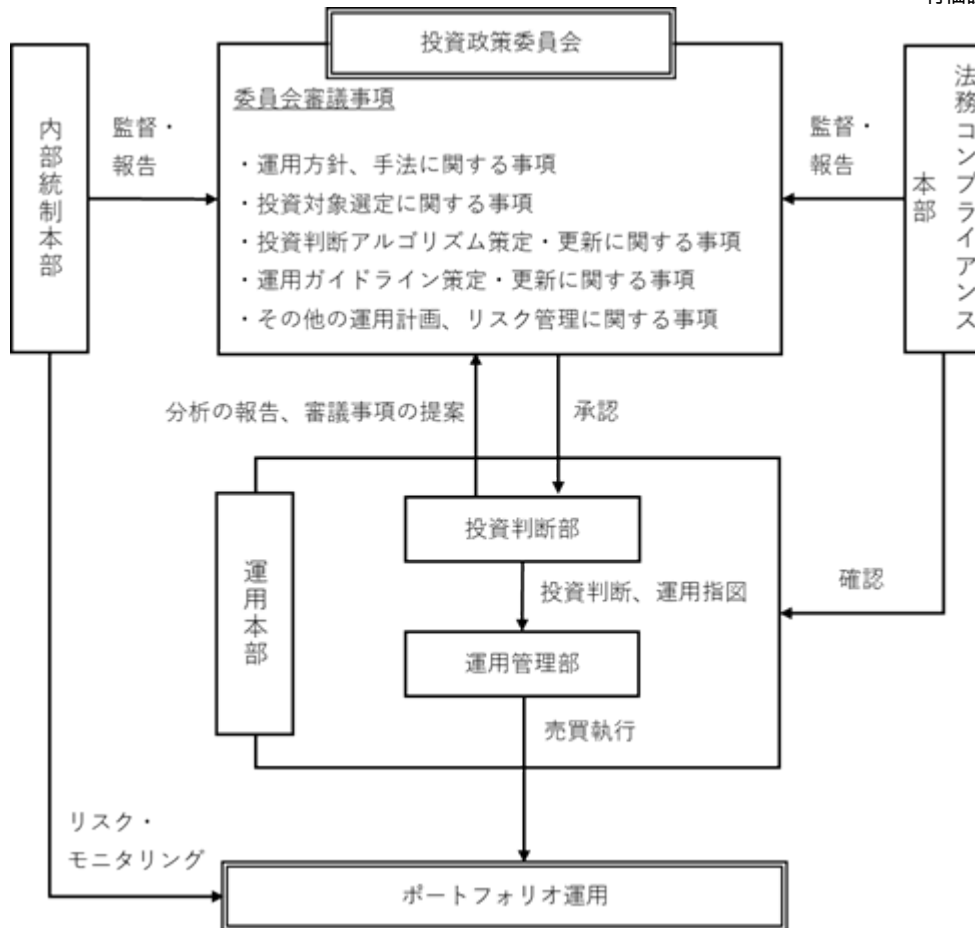
(ヘ) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

体制

当ファンドの運用体制は次の通りです。



構成及び機能

当ファンドの運用体制を構成する委員会及び各部署の機能は次の通りです。

【投資政策委員会】

- ・最高投資責任者を委員長とし、代表取締役、内部統制本部長及び法務コンプライアンス本部長により構成されます。
- ・当ファンドの運用方針に関する事項等を審議する他、リスク管理及びコンプライアンスの観点から日々の運用業務全体の検証も行います。
- ・原則として毎月開催される他、随時必要に応じて開催されます。

【内部統制本部】

- ・運用本部から独立した立場で、運用本部が管理するポートフォリオのリスクについて、予め定められた方針の通り運用されているかを監視します。
- ・投資運用に係るリスクに関して異常や問題を発見した場合、速やかに運用本部、最高経営責任者及び法務コンプライアンス本部に報告し、関係部署と協力して対応策を策定します。

【運用本部 投資判断部】

- ・クオンツ運用の改良のために必要なリサーチ業務を行います。
- ・運用モデル及びアルゴリズムの開発、研究を行います。
- ・投資政策委員会によって承認された運用方針等に基づき、クオンツ運用によるファンドの運用指図を行い、ポートフォリオの運用リスクを管理します。

【運用本部 運用管理部】

- ・投資判断部により作成された注文に従い、最良執行方針に基づき売買を執行します。

上記の体制は、2025年10月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎年10月25日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

（イ）分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（ロ）分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないことがあります。

（ハ）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、運用の基本方針に則した運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配方式

（イ）信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

A）信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

B）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

諸経費とは、信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表等の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息をいいます。

（ロ）毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（５）【投資制限】

<投資信託約款に定める主な投資制限>

国内外の金融商品取引所に上場している投資信託受益証券（ETF）の投資割合（日本を含む世界の株式および債券等の実質投資割合）には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

国内外の上場株価指数先物取引、上場債券先物取引および上場商品先物取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社が発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（デリバティブ取引、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ロ) 委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（二）借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<関係法令で定める投資制限>

（イ）同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

（ロ）デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドは、主に価格変動のある有価証券等（外貨建資産の場合は為替変動も含まれます。）に投資するとともに、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引および商品先物取引等を行いますので、以下に掲げる要因等により基準価額が変動します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

以下は当ファンドの主なリスクおよび留意点であり、これらに限定されるものではありませんのでご注意ください。

株価変動リスク

当ファンドは、投資信託受益証券への投資を通じて、実質的には国内外の株式に投資するため、株式投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動や業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢や景気見通し、金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。したがって、実質的に投資する株式の価格が下落した場合、保有する投資信託受益証券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

金利変動リスク

当ファンドは、投資信託受益証券への投資を通じて、実質的には国内外の公社債等に投資するため、金利変動リスクを伴います。一般に、公社債等の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。したがって、金利が上昇した場合、保有する投資信託受益証券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

当ファンドは、投資信託受益証券への投資を通じて、実質的には国内外の株式や公社債等に投資するため、信用リスクを伴います。株価は、株式の発行者の経営・財務状況の変化

およびそれらに関する外部評価の変化等により変動し、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。また公社債等の価格は、公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって変動し、特に発行体が財政難や経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。したがって、このような状態が生じた場合には、保有する投資信託受益証券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

当ファンドは、保有する外貨建資産の一部について、対円で為替ヘッジを行う場合がありますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、基準価額は為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかります。ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本（円）と投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利差に相当します。日本（円）よりも投資対象国（ヘッジ対象通貨）の短期金利が高い場合、この金利差分が収益の低下要因となります。

流動性リスク

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなる場合があります。これにより、基準価額にマイナスに影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

カントリーリスク

当ファンドは、投資信託受益証券を通じて実質的には国内外の株式および債券を投資対象とします。実質的な投資対象国の政治や経済情勢等の変化により金融市場・証券市場が混乱して、投資した資金の回収が困難になることや、投資した投資信託受益証券の価格が大きく変動する可能性があり、基準価額が下落する要因となります。

商品市況の変動リスク

当ファンドは、商品先物を投資対象とするため、商品先物取引に係る商品市況の変動リスクを伴います。商品先物の取引価格は、様々な要因（商品の需給関係の変化、天候、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、技術発展等）に基づき変動します（個々の品目により具体的な変動要因は異なります。）。したがって、商品先物市場の価格が変動した場合には、基準価額が下落する要因となります。

先物取引利用に伴うリスク

当ファンドは、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引および商品先物取引等を利用するため、価格変動リスクを伴います。先物取引の価格は、対象指数や対象有価証券等の値動き、先物取引市場の需給等を反映して変動します。先物取引を買建てている場合において、価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します（売建てている場合は逆の結果となります。）。先物取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となります。

収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

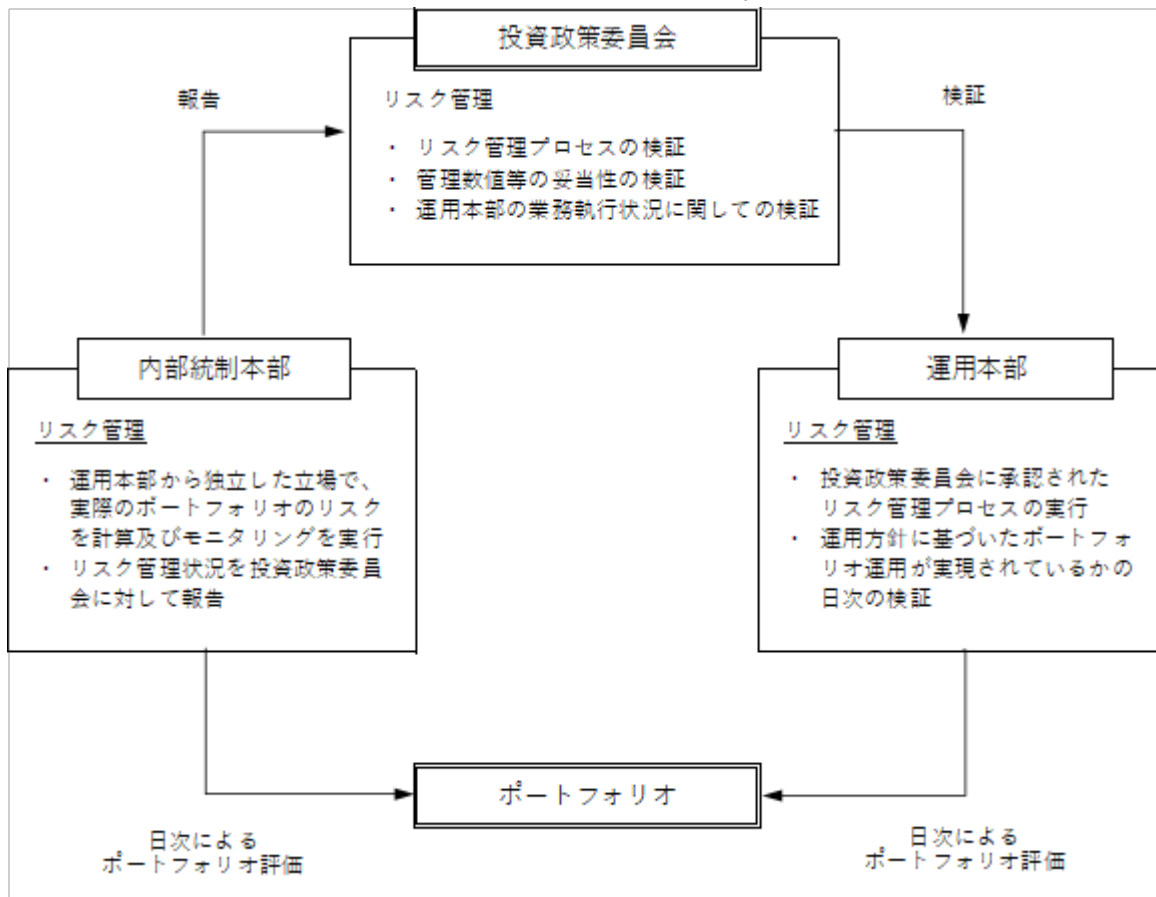
収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額（取得元本）によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（２）投資リスクに対する管理体制

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は次の通りです。

委託会社では、投資運用に関する社内規程等に基づき、運用本部から独立した内部統制本部が流動性リスク管理を含む運用リスクの管理を行います。



【デリバティブ取引等に係るリスク管理について】

デリバティブ取引等（デリバティブ取引、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出したリスク量（の額）が信託財産の純資産総額を超えないよう管理します。

上記の体制は、2025年10月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

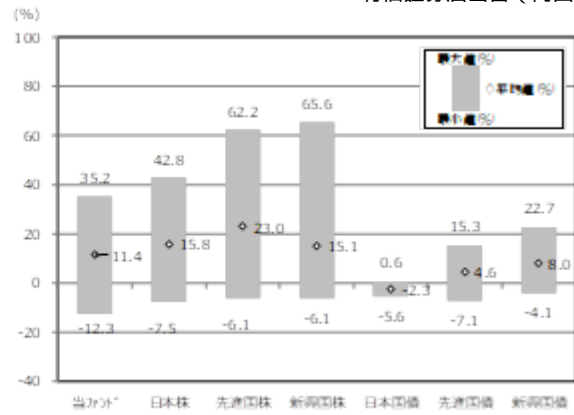
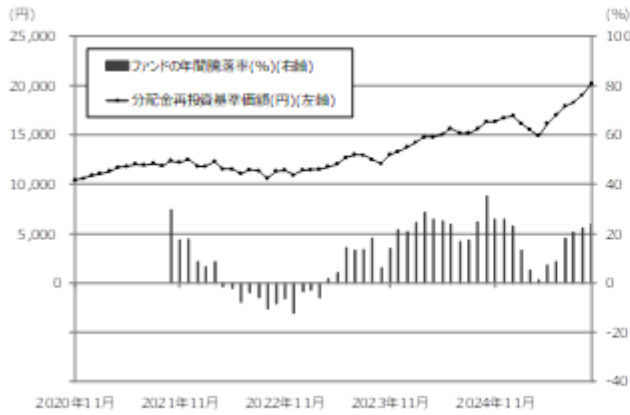
参考情報

<当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>

（2020年11月～2025年10月）

<当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較>

（2020年11月～2025年10月）



- 当ファンドは設定日が2020年10月9日のため、ファンドの年間騰落率は設定1年後の2021年10月末以降の各月末における直近1年間のデータを表示しています。
- 分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

- 当ファンドと代表的な資産クラスの過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値について、定量的に比較できるように作成したものです。ただし、当ファンドは設定日が2020年10月9日のため、設定1年後の2021年10月末以降のデータを使用しています。
- 代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円ベースの指数を採用しています。
- 代表的な資産クラスを表す指数については、「代表的な資産クラスを表す指数の詳細」にてご確認ください。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスを表す指数の詳細

日本株：	Morningstar日本株式指数（税引前配当込み、円ベース）
先進国株：	Morningstar先進国株式指数（除く日本、税引前配当込み、円ベース）
新興国株：	Morningstar新興国株式指数（税引前配当込み、円ベース）
日本国債：	Morningstar日本国債指数（税引前利子込み、円ベース）
先進国債：	Morningstarグローバル国債指数（除く日本、税引前利子込み、円ベース）
新興国債：	Morningstar新興国ソブリン債指数（税引前利子込み、円ベース）

- （注1） Morningstar日本株式指数（税引前配当込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前配当込み株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
- （注2） Morningstar先進国株式指数（除く日本、税引前配当込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前配当込み株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。
- （注3） Morningstar新興国株式指数（税引前配当込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前配当込み株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。
- （注4） Morningstar日本国債指数（税引前利子込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前利子込み債券指数で、日本の国債で構成されています。
- （注5） Morningstarグローバル国債指数（除く日本、税引前利子込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前利子込み債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。
- （注6） Morningstar新興国ソブリン債指数（税引前利子込み、円ベース）は、Morningstar, Inc.が発表している円ベースの税引前利子込み債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。なお、対円での為替変動リスクに対するヘッジをしていない指数です。

< 注意事項および免責事項 >

グローバル資産分散ポートフォリオ（R）（以下「当ファンド」といいます。）は、Morningstar, Inc.又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.の関連会社（以下、これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」といいます。）が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または一般的な内外の株式・債券・REIT市場の騰落率と連動するMorningstarインデックスの能力について、当ファンドの所有者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。株式会社sustenキャピタル・マネジメント（以下「委託会社」といいます。）とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarのインデックス（以下「Morningstarインデックス」といいます。）の使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害（逸失利益を含む）について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの日々の純資産総額に年率0.022%（税抜0.02%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

信託報酬の各支払先への配分は、以下の通りで、委託会社および販売会社は、当ファンドから信託報酬を収受しません。

< 信託報酬率の内訳 >

支払先	信託報酬率	役務の内容
委託会社		ファンドの運用、基準価額の計算、目論見書作成等
販売会社		交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年率0.022% (税抜0.02%)	信託財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等

上記の他に当ファンドが投資対象とする投資信託受益証券において、別途、運用管理費用がかかります。投資信託受益証券の想定配分に基づく加重平均の経費率は、投資信託受益証券の純資産総額に対して年率0.032535%程度です。

したがって、当ファンドの信託報酬率と投資対象とする投資信託受益証券の運用管理費用を合わせた実質的な信託報酬率は、当ファンドの純資産総額に対して年率0.054535%程度(税込概算値)、年率0.052535%程度(税抜概算値)となります。

なお、当ファンドは、投資信託受益証券の配分比率を変動することや異なる総経費率の投資信託受益証券を投資対象に追加することがありますので、実質的な信託報酬率は変動することがあります。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表等の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

組入有価証券等の売買の際に発生する証券会社等に支払われる手数料・税金、組入有価証券を外国で保管する場合、外国の保管機関に支払われる諸費用等は、受益者の負担として、信託財産中から支弁します。

上記の「その他の手数料等」は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、運用状況等により変動するものであったり、また、発生時・請求時にはじめて具体的な金額を認識するものであったりすることから、あらかじめ料率、上限額および計算方法等を具体的に記載することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。) および地方税5%) の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税 (配当控除の適用はありません。) を選択することもできます。

(ロ) 換金 (解約) 時および償還時

換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) については、譲渡所得として、20.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を含みます。) および地方税5%) の税率での申告分離課税が適用されます。

解約価額および償還価額から取得費用 (申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。) を控除した利益。

(ハ) 損益通算について

解約時および償還時の差損 (譲渡損失) については、確定申告等により上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得 (申告分離課税を選択したものに限り。) と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益 (譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得 (申告分離課税を選択したものに限り。) については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金 (解約) 時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として、15.315% (所得税15.315% (復興特別所得税を

含みます。)) の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、2025年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照ください。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間：2024年10月26日～2025年10月27日

総経費率(+)	運用管理費用の比率	その他費用の比率
0.13%	0.02%	0.11%

上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（年率）（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。）です。

投資対象とする投資信託受益証券にかかる費用は、その他費用（ ）に含めています。

計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2025年10月末日現在)

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	720,598,810	52.93
内 アメリカ	720,598,810	52.93
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	640,805,612	47.07
純資産総額	1,361,404,422	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書の時価及び比率は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年10月末日現在)

順位	銘柄名	国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	VANGUARD FTSE DEVELOPED MARKETS ETF	アメリカ	投資信 託受益 証券	55,125	9,434.00 520,049,360	9,404.72 518,435,355	38.08
2	VANGUARD FTSE EMERGING MARKETS ETF	アメリカ	投資信 託受益 証券	23,370	8,503.23 198,720,672	8,504.77 198,756,685	14.60
3	STATE STREET SPDR BLOOMBERG HIGH YIELD	アメリカ	投資信 託受益 証券	227	15,061.73 3,419,013	15,007.79 3,406,770	0.25

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

(2025年10月末日現在)

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	52.93
合計	52.93

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2025年10月末日現在)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （％）
株価指数先 物取引	シカゴ商 品取引所	S&P500 EMINI FUT Dec25	買建	21	1,104,642,735	1,109,254,177	81.48

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配等、原則に準ずる方法で評価しています。

（ 3 ） 【運用実績】

【純資産の推移】

2025年10月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2020年10月9日)	10,000,000	-	1.0000	-
第1計算期間末 (2021年10月25日)	637,977,178	637,977,178	1.2346	1.2346
第2計算期間末 (2022年10月25日)	1,203,490,161	1,203,490,161	1.1091	1.1091
第3計算期間末 (2023年10月25日)	1,463,958,699	1,463,958,699	1.2261	1.2261
第4計算期間末 (2024年10月25日)	1,284,537,912	1,284,537,912	1.6242	1.6242
第5計算期間末 (2025年10月27日)	1,350,534,258	1,350,534,258	2.0039	2.0039
2024年10月末日	1,284,558,265	-	1.6318	-
11月末日	1,255,717,503	-	1.6353	-
12月末日	1,247,270,713	-	1.6731	-
2025年1月末日	1,267,918,924	-	1.6942	-
2月末日	1,201,365,695	-	1.6180	-
3月末日	1,167,350,749	-	1.5536	-
4月末日	1,142,627,908	-	1.4938	-
5月末日	1,235,448,416	-	1.6141	-
6月末日	1,248,617,699	-	1.7040	-
7月末日	1,257,996,476	-	1.7903	-
8月末日	1,252,412,714	-	1.8303	-
9月末日	1,298,252,923	-	1.9082	-
10月末日	1,361,404,422	-	2.0204	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	23.5
第2計算期間	10.2
第3計算期間	10.5

第4計算期間	32.5
第5計算期間	23.4

（注）収益率は各計算期間における騰落率です。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	707,449,969	190,694,246	516,755,723
第2計算期間	1,257,337,082	689,002,382	1,085,090,423
第3計算期間	901,094,433	792,213,719	1,193,971,137
第4計算期間	698,145,534	1,101,239,112	790,877,559
第5計算期間	313,910,405	430,824,007	673,963,957

（注）第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

参考情報

3. 運用実績

基準日：2025年10月31日

基準価額・純資産総額の推移



分配の推移（税引前）

2021年10月	0円
2022年10月	0円
2023年10月	0円
2024年10月	0円
2025年10月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の1万口当たりの価額です。

分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算しています。

主要な資産の状況

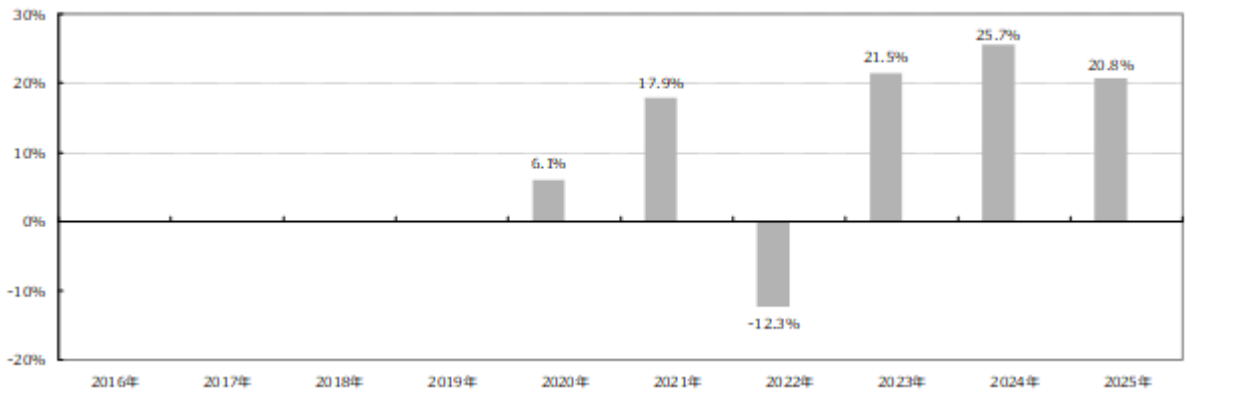
資産別構成		組入れ銘柄			
資産の種類	投資比率(%)	銘柄名	種類	国/地域	投資比率(%)
投資信託受益証券	52.9	1 VANGUARD FTSE DEVELOPED MARKETS ETF	投資信託受益証券	アメリカ	38.1
短期金融資産等	47.1	2 VANGUARD FTSE EMERGING MARKETS ETF	投資信託受益証券	アメリカ	14.6
株価指数先物（買建）	81.5	3 STATE STREET SPDR BLOOMBERG HIGH YIELD	投資信託受益証券	アメリカ	0.3

先物取引にかかる証拠金は短期金融資産等に含まれます。

投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する比率です。

表示桁未満の数値は四捨五入しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）



当ファンドの収益率は、分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算しています。
2020年は設定日から年末までの収益率、2025年は年初から基準日までの収益率を表示しています。
当ファンドにベンチマークはありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

（1）申込（販売）方法

取得申込は、委託会社（販売会社）が原則として毎営業日受け付けますが、受付時限は販売会社としての役割を兼ねている委託会社が一般社団法人投資信託協会規則に準じて定めます。

取得申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合には、原則として受益権の取得申込に応じないものとします。ただし、収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに決済機能の障害や停止等）が発生したときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことができます。

（2）申込（販売）単位

委託会社（販売会社）が定める単位（当初元本1口＝1円）

ただし、収益分配金（税引後）の再投資にかかる取得申込については、1口単位とします。

（3）申込（販売）価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

（4）申込（販売）手数料

ありません。

（5）申込（販売）代金

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額

（6）申込（販売）代金の受渡日

委託会社（販売会社）が定める期日

2 【換金（解約）手続等】

（1）換金（解約）方法

換金（解約）請求は、委託会社（販売会社）が原則として毎営業日受け付けますが、受付期限は販売会社としての役割を兼ねている委託会社が一般社団法人投資信託協会規則に準じて定めます。

換金（解約）請求日が、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合には、原則として受益権の換金（解約）請求に応じないものとします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに決済機能の障害や停止等）が発生したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

（2）換金（解約）単位

委託会社（販売会社）が定める単位

（3）換金（解約）価額

換金（解約）請求受付日の翌営業日の基準価額

（4）換金（解約）手数料

ありません。

（5）換金（解約）代金

換金（解約）請求受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額

（6）換金（解約）代金の受渡日

委託会社（販売会社）は、原則として換金（解約）請求受付日より起算して4営業日目から受益者に支払います。

換金（解約）手続等については、下記の委託会社（販売会社）の照会先までお問い合わせください。

< 委託会社（販売会社） >

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

ホームページ <https://susten.jp/>

電話番号 03-6810-7856（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメントは当ファンドの販売会社としての役割を兼ねています。

3 【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの額で、便宜上、1万口単位で表示される場合があります。

主な投資対象の評価方法

(イ) 金融商品取引所に上場している投資信託受益証券(ETF)

原則として、金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

(ロ) 金融商品取引所に上場している先物取引等

原則として、金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の清算値段等または最終相場で評価します。

(ハ) 外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則として、計算日の対顧客直物電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の算出頻度

委託会社において毎営業日に算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

< 委託会社(販売会社) >

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

ホームページ <https://susten.jp/>

電話番号 03-6810-7856(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関して該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、信託契約締結日である2020年10月9日から無期限とします。ただし、投資信託約款の規定により、信託期間の途中で償還する場合があります。

(4)【計算期間】

原則として毎年10月26日から翌年10月25日までとします。

なお、計算期間終了日が休業日のときは翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

償還条件等(信託契約の終了)

(イ) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託会社は、前項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) (ロ)から(ニ)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合にあって、上記(ロ)から(ニ)までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- (ヘ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ト) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (チ) 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託契約は、下記の(ロ)に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (リ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社もしくは受益者が裁判所に受託会社の解任を申立て裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できない場合は、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたは当ファンドと他の信託との併合(投資信託法第16条第2号に規定する「委託会社指図型投資信託の併合」)をいいます。以下、同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。なお、この投資信託約款は、(イ)から(ト)に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ロ) 委託会社は、(イ)の事項(イ)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、(イ)の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) (ロ)の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、(ハ)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (二)(ロ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に
あたる多数をもって行います。
- (ホ)書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ヘ)(ロ)から(ホ)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした
場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面ま
たは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。
- (ト)(イ)から(ヘ)までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が
可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当
該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはでき
ません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一
部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部
解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解
約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託法第18条第1項に定める反対受
益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

当ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を
行うことはできません。

- (イ)他の受益者の氏名または名称および住所
(ロ)他の受益者が有する受益権の内容

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載
します。

<https://susten.jp/>

なお、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生
じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

毎決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、委託会社
のホームページにおいて開示します。交付運用報告書は、原則として委託会社(販売会
社)を通じて知れている受益者に対して交付します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利及び権利行使の手続は以下の通りです。

(1) 収益分配金の受領権

受益者は、収益分配金を持分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する
日から、販売会社(委託会社)において、受益者に支払われます。

ただし、受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を
失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権

受益者は、償還金を持分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社(委託会社)に
おいて、受益者に支払われます。

ただし、受益者が償還金支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 内国投資信託受益証券の換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部換金(解約)の請求をする権利を有します。

なお、換金には制限があります。詳細については、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」を参照してください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（2024年10月26日から2025年10月27日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

グローバル資産分散ポートフォリオ（R）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 2024年10月25日現在	第5期 2025年10月27日現在
資産の部		
流動資産		
預金	122,478,802	19,165,574
金銭信託	989,095	361,436
コール・ローン	200,169,253	189,748,355
投資信託受益証券	710,757,078	781,926,439
派生商品評価勘定	26,195,462	23,752,102
未収入金	8,291,702	-
差入委託証拠金	242,453,778	340,389,928
流動資産合計	1,311,335,170	1,355,343,834
資産合計	1,311,335,170	1,355,343,834
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	682,774	952,276
未払金	25,047,918	2,646,465
未払解約金	431,092	598,245
未払受託者報酬	162,474	139,590
その他未払費用	473,000	473,000
流動負債合計	26,797,258	4,809,576
負債合計	26,797,258	4,809,576
純資産の部		
元本等		
元本	790,877,559	673,963,957
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	493,660,353	676,570,301
（分配準備積立金）	231,883,627	365,849,551
元本等合計	1,284,537,912	1,350,534,258
純資産合計	1,284,537,912	1,350,534,258
負債純資産合計	1,311,335,170	1,355,343,834

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期		第5期	
	自	2023年10月26日 至 2024年10月25日	自	2024年10月26日 至 2025年10月27日
営業収益				
受取配当金		18,520,623		22,142,956
受取利息		2,573,407		2,114,232
有価証券売買等損益		117,953,463		114,970,237
派生商品取引等損益		252,762,055		131,087,267
為替差損益		2,814,474		10,159,604
その他収益		13,310,738		11,882,922
営業収益合計		407,934,760		272,038,010
営業費用				
支払利息		239,586		-
受託者報酬		327,638		273,873
その他費用		1,057,247		1,062,037
営業費用合計		1,624,471		1,335,910
営業利益又は営業損失（ ）		406,310,289		270,702,100
経常利益又は経常損失（ ）		406,310,289		270,702,100
当期純利益又は当期純損失（ ）		406,310,289		270,702,100
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		188,066,760		33,599,213
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		269,987,562		493,660,353
剰余金増加額又は欠損金減少額		314,812,033		215,763,917
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		314,812,033		215,763,917
剰余金減少額又は欠損金増加額		309,382,771		269,956,856
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		309,382,771		269,956,856
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		493,660,353		676,570,301

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第5期	
	自 2024年10月26日	至 2025年10月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。	
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。 計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年10月25日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を2025年10月27日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

区分	第4期	第5期
	2024年10月25日現在	2025年10月27日現在
1. 期首元本額	1,193,971,137円	790,877,559円
期中追加設定元本額	698,145,534円	313,910,405円
期中一部解約元本額	1,101,239,112円	430,824,007円
2. 受益権の総数	790,877,559口	673,963,957口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第4期	第5期
	自 2023年10月26日 至 2024年10月25日	自 2024年10月26日 至 2025年10月27日

1. その他費用	その他費用の内訳は、監査費用(946,000円)、保管費用(105,307円)、その他(5,940円)となっております。	その他費用の内訳は、監査費用(946,000円)、保管費用(110,097円)、その他(5,940円)となっております。
2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(18,656,568円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(199,586,961円)、信託約款に規定される収益調整金(261,776,726円)及び分配準備積立金(13,640,098円)より分配対象額は493,660,353円(1万口当たり6,241.93円)であります。分配は行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(26,751,102円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(210,351,785円)、信託約款に規定される収益調整金(310,720,750円)及び分配準備積立金(128,746,664円)より分配対象額は676,570,301円(1万口当たり10,038.67円)であります。分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第4期	第5期
	自 2023年10月26日 至 2024年10月25日	自 2024年10月26日 至 2025年10月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、株価及び為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門としてリスク管理本部が運用リスクの管理を行っており、異常・問題を認識した場合には、速やかに関係部署に報告及び連携して、対応できる体制をとっております。 また、リスク管理本部は、リスク管理状況について定期的に投資政策委員会に報告を行っており、投資政策委員会は、リスク管理等の観点から日々の運用業務全体の検証を行っております。	運用部門から独立した管理部門として内部統制本部が運用リスクの管理を行っており、異常・問題を認識した場合には、速やかに関係部署に報告及び連携して、対応できる体制をとっております。 また、内部統制本部は、リスク管理状況について定期的に投資政策委員会に報告を行っており、投資政策委員会は、リスク管理等の観点から日々の運用業務全体の検証を行っております。
-------------------	--	--

金融商品の時価等に関する事項

区分	第4期 2024年10月25日現在	第5期 2025年10月27日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表上の金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第4期 2024年10月25日現在	第5期 2025年10月27日現在
	当期の損益に 含まれた評価差額 (円)	当期の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	83,300,777	122,764,342

合計	83,300,777	122,764,342
----	------------	-------------

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	第4期 2024年10月25日現在			
	契約額等(円)	うち 1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建	150,183,286	-	150,865,703	682,417
アメリカ・ドル	11,534,861	-	11,535,665	804
イギリス・ポンド	29,835,737	-	29,977,890	142,153
オーストラリア・ドル	16,343,841	-	16,343,484	357
カナダ・ドル	24,241,536	-	24,325,585	84,049
スイス・フラン	20,731,450	-	20,840,225	108,775
ユーロ	47,495,861	-	47,842,854	346,993
合計	150,183,286	-	150,865,703	682,417

種類	第5期 2025年10月27日現在			
	契約額等(円)	うち 1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建	144,058,796	-	145,011,072	952,276
イギリス・ポンド	30,999,994	-	31,113,301	113,307
オーストラリア・ドル	16,981,614	-	17,179,990	198,376
カナダ・ドル	25,187,495	-	25,323,400	135,905
スイス・フラン	21,540,437	-	21,671,412	130,975
ユーロ	49,349,256	-	49,722,969	373,713
合計	144,058,796	-	145,011,072	952,276

(注) 時価の算定方法

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切捨てております。
 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

株式関連

種類	第4期 2024年10月25日現在			
	契約額等(円)	うち		時価(円)
		1年超		
市場取引 先物取引 買建	997,286,311	-		1,023,481,416
合計	997,286,311	-		1,023,481,416

種類	第5期 2025年10月27日現在			
	契約額等(円)	うち		時価(円)
		1年超		
市場取引 先物取引 買建	1,073,005,447	-		1,096,757,550
合計	1,073,005,447	-		1,096,757,550

(注) 時価の算定方法

- 原則として本報告書における開示対象ファンドの計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第4期 2024年10月25日現在	第5期 2025年10月27日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6242円 (16,242円)	2.0039円 (20,039円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄名	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	SPDR BLOOMBERG HIGH YIELD BOND ETF	2,763.000	270,055.620	
		VANGUARD FTSE DEVELOPED MARKETS ETF	56,042.000	3,430,891.240	
		VANGUARD FTSE EMERGING MARKETS ETF	25,547.000	1,409,683.460	
	アメリカ・ドル	小計	84,352.000	5,110,630.320	

			(781,926,439)	
投資信託受益証券	合計	84,352	781,926,439	(781,926,439)
合計			781,926,439	(781,926,439)

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	有価証券の 合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 3銘柄	57.90	100.00

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2025年10月末日現在）

資産総額	1,362,794,360円
負債総額	1,389,938円
純資産総額（ - ）	1,361,404,422円
発行済数量	673,827,279口
1口当たり純資産額（ / ）	2.0204円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料該当事項はありません。

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

受益権の譲渡

（イ）受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

（ロ）当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

（ハ）委託会社は、上記（イ）の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡制限及び譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項**受益権の再分割**

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部換金(解約)の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われません。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等（2025年10月末現在）

資本金の額	70百万円
発行する株式の総数	100,000,000株
発行済株式総数	6,472,136株

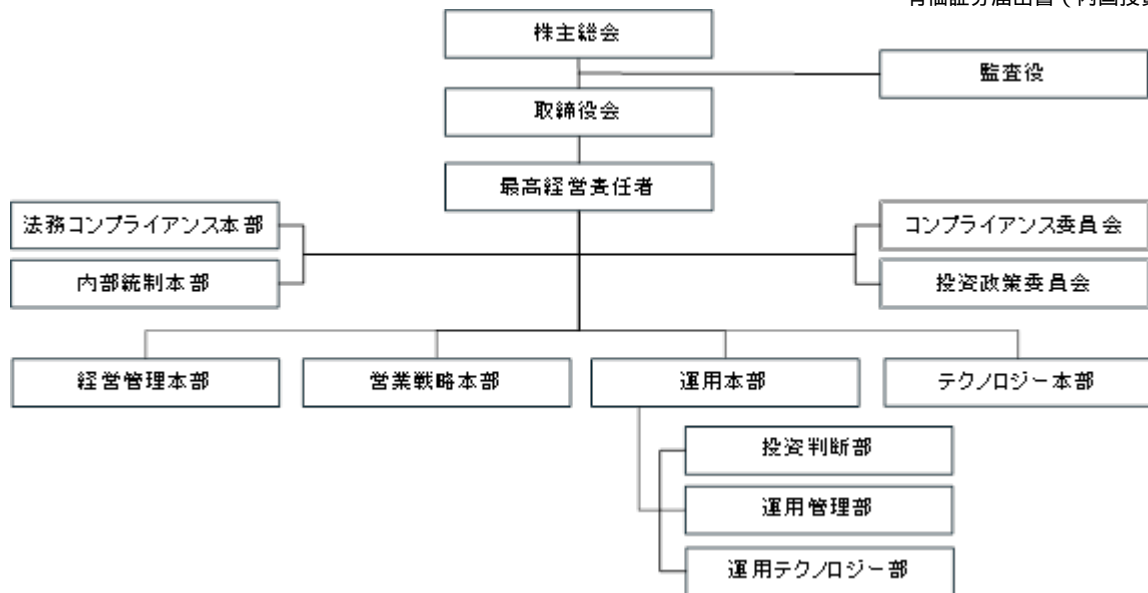
< 過去5年間における資本金の額の増減 >

2019年11月22日	資本金20百万円から61百万円に増資
2020年5月29日	資本金61百万円から220百万円に増資
2021年4月30日	資本金220百万円から430百万円に増資
2021年6月25日	資本金430百万円から540百万円に増資
2021年11月26日	資本金540百万円から100百万円に減資
2022年3月31日	資本金100百万円から860百万円に増資
2022年11月29日	資本金860百万円から100百万円に減資
2023年8月30日	資本金100百万円から360百万円に増資
2024年7月18日	資本金360百万円から100百万円に減資
2024年9月30日	資本金100百万円から200百万円に増資
2024年12月5日	資本金200百万円から400百万円に増資
2024年12月31日	資本金400百万円から50百万円に減資
2025年10月31日	資本金50百万円から70百万円に増資

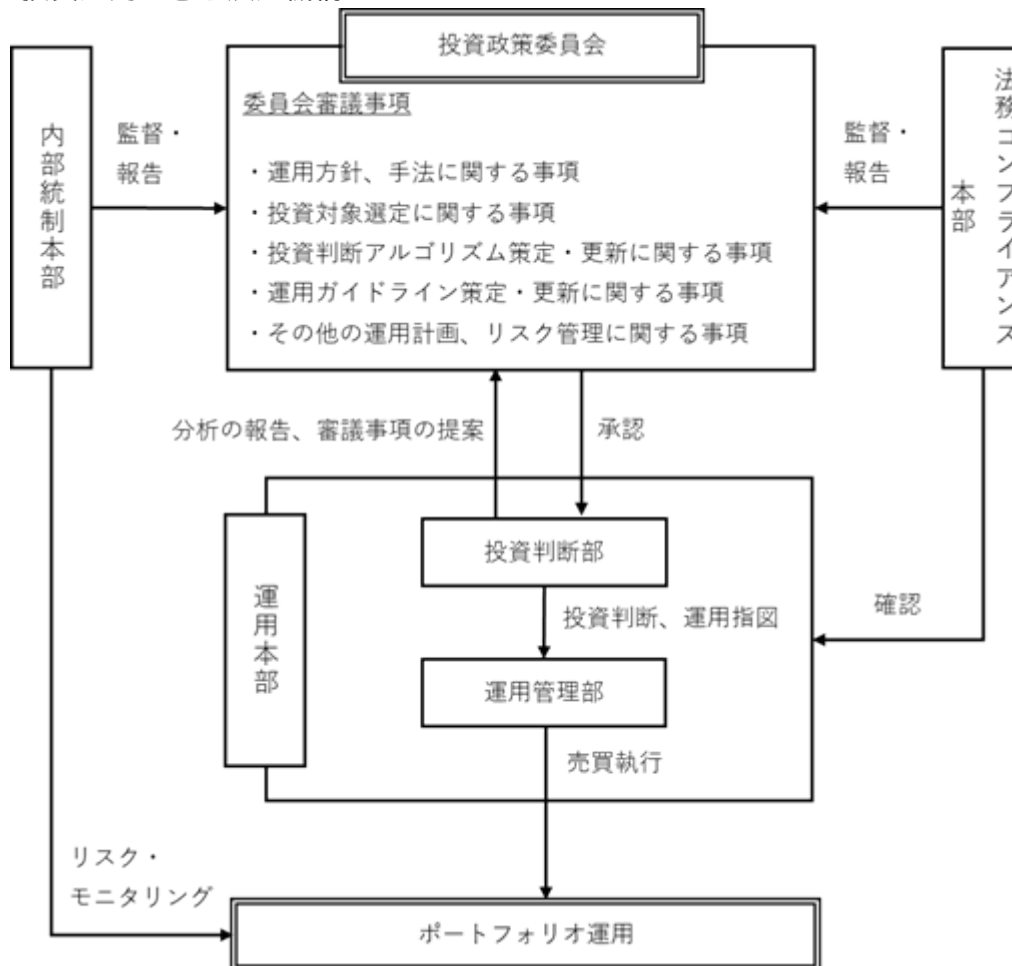
（2）委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社の最高意思決定機関として取締役会を設置します。取締役会を構成する取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任します。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、最高経営責任者並びに最高投資責任者を指名します。最高経営責任者は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。最高投資責任者は投資政策委員会の委員長を務め、当社が運用するポートフォリオの運用方針及び管理に対して指揮統括します。



投資運用の意思決定機構



【投資政策委員会】

- ・最高投資責任者を委員長とし、代表取締役、内部統制本部長及び法務コンプライアンス本部長により構成されます。
- ・当ファンドの運用方針に関する事項等を審議する他、リスク管理及びコンプライアンスの観点から日々の運用業務全体の検証も行います。
- ・原則として毎月開催される他、随時必要に応じて開催されます。

【内部統制本部】

- ・運用本部から独立した立場で、運用本部が管理するポートフォリオのリスクについて、予め定められた方針の通り運用されているかを監視します。
- ・投資運用に係るリスクに関して異常や問題を発見した場合、速やかに運用本部、最高経営責任者及び法務コンプライアンス本部に報告し、関係部署と協力して対応策を策定します。

【運用本部 投資判断部】

- ・クオンツ運用の改良のために必要なリサーチ業務を行います。
- ・運用モデル及びアルゴリズムの開発、研究を行います。
- ・投資政策委員会によって承認された運用方針等に基づき、クオンツ運用によるファンドの運用指図を行い、ポートフォリオの運用リスクを管理します。

【運用本部 運用管理部】

- ・投資判断部により作成された注文に従い、最良執行方針に基づき売買を実行します。

上記の意思決定機構は、2025年10月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメントは投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2025年10月末現在における、委託会社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託6本、合計純資産総額は3,655百万円です。

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメント（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
委託会社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条および第306条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自2024年1月1日至2024年12月31日）の財務諸表ならびに当中間会計期間（自2025年1月1日至2025年6月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)			
	注記番号	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		665,681	500,767
顧客分別金信託		80,000	80,003
前払費用		17,619	20,429
未収入金		38	75
未取委託者報酬		21	205
未取運用受託報酬		4,026	909
未取消費税等		55,006	30,721
その他流動資産		1,532	7,593
流動資産合計		823,926	640,707
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	17,570	14,423
器具備品	1	12,043	8,943
有形固定資産合計		29,613	23,366
投資その他の資産			
投資有価証券		39,221	12,863
長期差入保証金		29,968	28,584
長期前払費用		633	-
投資その他の資産合計		69,823	41,447
固定資産合計		99,437	64,814
繰延資産			
創立費		24	-
株式交付費		4,779	4,238
繰延資産合計		4,803	4,238
資産合計		928,167	709,759

負債の部		
流動負債		
預り金	18,005	47,358
未払金	818	612
未払費用	50,178	30,825
未払法人税等	16,825	-
契約負債	9	-
返金負債	-	194
その他	93	-
流動負債合計	85,931	78,991
固定負債		
繰延税金負債	1,869	3,448
固定負債合計	1,869	3,448
負債合計	87,801	82,440
純資産の部		
株主資本		
資本金	360,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	1,463,964	1,568,964
その他資本剰余金	1,200,000	1,810,000
資本剰余金合計	2,663,964	3,378,964
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△ 2,188,354	△ 2,804,117
利益剰余金合計	△ 2,188,354	△ 2,804,117
株主資本合計	835,610	624,847
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,235	1,951
評価・換算差額等合計	4,235	1,951
新株予約権	520	520
純資産合計	840,366	627,318
負債・純資産合計	928,167	709,759

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	16	315
運用受託報酬	10,040	22,338
その他営業収益	800	-
営業収益合計	10,857	22,654
営業費用		
広告宣伝費	280,898	64,425
調査費		
調査費	3,512	1,667
情報機器関連費	16,763	18,488
その他の調査費	929	24
調査費合計	21,205	20,180
営業雑経費		
通信費	1,185	1,285
印刷費	138	76
協会費	2,131	2,304
諸会費	150	205
その他	7,002	5,689
営業雑経費合計	10,608	9,560
営業費用合計	312,712	94,166
一般管理費		
給料		
役員報酬	42,540	42,540
給料・手当	160,820	183,076
賞与	12,710	5,540
法定福利費	33,008	35,002
その他の福利厚生費	269	232
給料合計	249,347	266,391
交際費	1,053	555
旅費交通費	44	3
会議費	536	350
租税公課	18,110	3,077
不動産関係費		
不動産賃借料	36,494	38,714
その他の不動産関係費	2,177	1,996
不動産関係費合計	38,671	40,711
固定資産減価償却費	10,901	9,713

諸経費		
業務委託費	191,449	179,227
消耗品費	692	347
器具備品費	98	52
システム利用料	23,634	35,406
その他	16,434	9,059
諸経費合計	232,309	224,094
一般管理費合計	550,975	544,896
営業損失(△)	△ 852,831	△ 616,409
営業外収益		
受取利息	8	36
補助金収入	1,000	-
雑益	37	176
営業外収益合計	1,046	212
営業外費用		
創立費償却	48	24
株式交付費償却	3,407	3,311
雑損	1	6
営業外費用合計	3,457	3,341
経常損失(△)	△ 855,241	△ 619,539
投資有価証券売却益	5,735	7,142
特別利益合計	5,735	7,142
投資有価証券売却損	-	0
特別損失合計	-	0
税引前当期純損失(△)	△ 849,506	△ 612,396
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等調整額	-	2,417
法人税等合計	950	3,367
当期純損失(△)	△ 850,456	△ 615,763

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度自 2023年1月1日 至 2023年12月31日

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	1,223,964	1,200,000	2,423,964	△ 1,337,899	△ 1,337,899	1,186,065
当期変動額							
新株の発行	260,000	240,000	-	240,000	-	-	500,000
減資（△）	-	-	-	-	-	-	-
当期純損失（△）	-	-	-	-	△ 850,456	△ 850,456	△ 850,456
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	260,000	240,000	-	240,000	△ 850,456	△ 850,456	△ 350,456
当期末残高	360,000	1,463,964	1,200,000	2,663,964	△ 2,188,354	△ 2,188,354	835,610
	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計			
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計					
当期首残高	-	-	520	1,186,585			
当期変動額							
新株の発行	-	-	-	500,000			
減資（△）	-	-	-	-			
当期純損失（△）	-	-	-	△ 850,456			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,235	4,235	-	4,235			
当期変動額合計	4,235	4,235	-	△ 346,220			
当期末残高	4,235	4,235	520	840,366			

当事業年度自2024年1月1日至2024年12月31日

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	360,000	1,463,964	1,200,000	2,663,964	△ 2,188,354	△ 2,188,354	835,610
当期変動額							
新株の発行	300,000	104,999	-	104,999	-	-	404,999
減資（△）	△ 610,000	-	610,000	610,000	-	-	-
当期純損失（△）	-	-	-	-	△ 615,763	△ 615,763	△ 615,763
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	△ 310,000	104,999	610,000	714,999	△ 615,763	△ 615,763	△ 210,764
当期末残高	50,000	1,568,964	1,810,000	3,378,964	△ 2,804,117	△ 2,804,117	624,847
	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計			
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計					
当期首残高	4,235	4,235	520	840,366			
当期変動額							
新株の発行	-	-	-	404,999			
減資（△）	-	-	-	-			
当期純損失（△）	-	-	-	△ 615,763			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 2,285	△ 2,285	-	△ 2,285			
当期変動額合計	△ 2,285	△ 2,285	-	△ 213,048			
当期末残高	1,951	1,951	520	627,318			

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産 定率法（ただし建物附属設備に関しては定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8年
器具備品 3～15年

（2）長期前払費用 均等償却によっております。なお、主な償却期間は5年であります。

3. 繰延資産の処理方法

（1）創立費 5年間の均等償却によっております。

（2）株式交付費 3年間の均等償却によっております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（1）委託者報酬

委託者報酬は、信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に毎計算期間の最初の6か月終了日及び毎計算期末又は信託終了時に受領しております。当該期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、顧客との間で締結された投資一任契約に基づき過去の運用成果の最高値を上回る超過運用益の達成等により履行義務を充足し、当該報酬を受領する権利が確定した時点で超過運用益に対する一定割合として収益を認識しております。確定した報酬は、履行義務を充足した時点から短期間で受領しております。

(3) 契約負債

毎月の委託者報酬確定時、またはキャンペーン期間中に付与したポイントについては当該時点で履行義務を識別し、将来の使用見込み等を考慮した上で算定された履行義務については貸借対照表上「契約負債」または「ポイント引当金」に計上し、ポイントの利用及び失効に従い収益を認識しております。

[貸借対照表関係]

有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
有形固定資産	24,254	29,532

[株主資本等変動計算書関係]

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,500,000	-	-	2,500,000
S種優先株式（株）	373,563	-	-	373,563
A種優先株式（株）	718,500	-	-	718,500
B種優先株式（株）	633,789	-	-	633,789
C種優先株式（株）	1,069,850	-	-	1,069,850
D種優先株式（株）	-	352,361	-	352,361
合計（株）	5,295,702	352,361	-	5,648,063

(変動事由の概要) D種優先株式の発行による増資 352,361株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当期事業年度末 残高（千円）
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計	-	-	-	-	-	520

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,500,000	-	-	2,500,000
S種優先株式（株）	373,563	-	-	373,563
A種優先株式（株）	718,500	-	-	718,500
B種優先株式（株）	633,789	-	-	633,789
C種優先株式（株）	1,069,850	-	-	1,069,850
D種優先株式（株）	352,361	-	-	352,361
E種優先株式（株）	-	749,999	-	749,999
合計（株）	5,648,063	749,999	-	6,398,062

（変動事由の概要）E種優先株式の発行による増資 749,999株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当期事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計	-	-	-	-	-	520

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っております。余資運用については、安全性の高い金融商品及び自社が運用する証券投資信託に限定しております。また、顧客からの預り金に関しては法令等に基づき顧客分別金信託として信託銀行に預託しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社の保有する現金・預金及び顧客分別金信託はいずれも信用度の高い金融機関に預入/預託しており、預入先の信用リスクに晒されております。また未払費用は、主に営業費用における広告宣伝費の未払額であります。これらはそのほとんどが1年以内の支払期日であるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているものであります。これらは市場価格の変動リスクや為替変動リスクに晒されておりますが、投資額は必要最低額であるためリスクは限定的であります。預り金のうち、顧客からの預り金は、有価証券の売買等に伴う顧客からの一時的な預り金であり短期間で決済されるため、リスクは限定的であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

当社は、社内規程に基づき、リスク管理本部が市場価格の変動リスク及び為替変動リスクの管理を毎日行っております。

信用リスクの管理

当社は、社内規程に基づき取引先の選定を行い、担当部署が定期的に取り引先の財務状況等を把握することに努め、その信用リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前事業年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	39,221	39,221	-
資産計	39,221	39,221	-

(注1) 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につき、以下の金融商品については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
顧客分別金信託
未払費用

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超	5年超	10年超
	(千円)	5年以内(千円)	10年以内(千円)	(千円)
現金・預金	665,681	-	-	-
顧客分別金信託	80,000	-	-	-
合計	745,681	-	-	-

当事業年度(2024年12月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	(単位:千円)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	12,863	12,863	-
資産計	12,863	12,863	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

以下の金融商品については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
顧客分別金信託
預り金

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超	5年超	10年超
	(千円)	5年以内(千円)	10年以内(千円)	(千円)
現金・預金	500,767	-	-	-
顧客分別金信託	80,003	-	-	-
合計	580,770	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場において(無調整の)相場価格より算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2023年12月31日)

区分	時価(単位:千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	39,221	-	39,221
資産計	-	39,221	-	39,221

当事業年度(2024年12月31日)

区分	時価（単位：千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	-	12,863	-	12,863
資産計	-	12,863	-	12,863

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券：当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	39,221	33,116	6,105
合計	39,221	33,116	6,105

当事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	12,863	9,879	2,984
合計	12,863	9,879	2,984

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
売却したその他有価証券 証券投資信託	32,511	5,735	-
合計	32,511	5,735	-

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
売却したその他有価証券 証券投資信託	30,278	7,142	0
合計	30,278	7,142	0

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

（1）ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	天笠 勝
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 520,000株
付与日	2019年10月21日

権利確定条件	(注1)
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年10月25日 至 2029年10月20日

(注1) 本新株予約権は、天笠勝氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点で受益者として指定された者に交付されます。

(注2)

本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又はその子会社若しくは関連会社の取締役、執行役、監査役若しくは従業員又は外部協力者のいずれかの地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が行使を認める正当な理由がある場合はこの限りではありません。

当社の株式につき、金融商品取引所への上場がなされ、または買収が決定されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできません。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	520,000
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	520,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格	20円
行使時平均株価	-
付与日における公正な評価単価	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、本源的価値の見積りによっております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、簿価純資産方式等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算出を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額
千円

- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注1)	659,336	963,968
減価償却超過額	880	1,406
資産除去債務	1,024	1,635
その他	62	98
繰延税金資産小計	661,303	967,108
評価性引当額		
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 659,336	△ 963,968
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,967	△ 3,140
評価性引当額小計	△ 661,303	△ 967,108
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
未取還付事業税等	-	2,417
その他有価証券差額金	1,869	1,031
繰延税金負債合計	1,869	3,448
繰延税金負債の純額	1,869	3,448

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年12月31日現在)							
(単位：千円)							
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	-	-	-	-	-	659,336	659,336
評価性引当額	-	-	-	-	-	△ 659,336	△ 659,336
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-
当事業年度(2024年12月31日現在)							
(単位：千円)							
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	-	-	-	-	-	963,968	963,968
評価性引当額	-	-	-	-	-	△ 963,968	△ 963,968
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率 (調整)	-	-
交際費等永久に損金に算入されない項目		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	税引前当期純損失であるため	税引前当期純損失であるため
住民税均等割	注記を省略しております。	注記を省略しております。
評価性引当額の増減		
その他		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	-

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識に関する注記)

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
損益計算書に記載のとおりです。
- 収益を理解するための基礎となる情報
重要な会計方針4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

- セグメント情報
当社の事業セグメントは、投資運用サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。
- 関連情報
前事業年度(自2023年1月1日 至2023年12月31日)
 - 製品及びサービスごとの情報
単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
 - 地域ごとの情報
営業収益
本邦以外の外部顧客への営業収益が無い場合、該当事項はありません。
有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。
 - 主要な顧客ごとの情報
外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

- 製品及びサービスごとの情報
単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 地域ごとの情報
営業収益
本邦以外の外部顧客への営業収益が無い場合、該当事項はありません。
有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。
- 主要な顧客ごとの情報
外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

- 関連当事者との取引

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末 残高
主要株主 (法人)	株式会社 マナーフォワード	東京都 港区	26,716,695	情報・ 通信	被保有 直接35.11%	株式の 被所有	第三者割当増資/ 株式譲渡(注1)	500,000	-	-

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末 残高
主要株主 (法人)	TUSICキャピタル 1号投資事業組合	東京都 新宿区	6,173,323	投資運用	被保有 直接19.16%	株式の 被所有	第三者割当増資/ 株式譲渡(注2)	99,999	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 2023年8月16日開催の株主総会において決議された第三者割当増資により、一株につき1,419円で当社株式352,361株を引受けたものです。

(注2) 2024年9月26日開催の株主総会において決議された第三者割当増資により、一株につき540円で当社株式185,185株を引受けたものです。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額 (円)	0.00	0.00
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△ 157.04	△ 107.30

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期純損失 (△) (千円)	△ 850,456	△ 615,763
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る	△ 850,456	△ 615,763
当期純損失 (△) (千円)		
普通株式の期中平均株式数 (株)	5,415,408	5,738,454
うち普通株式	2,500,000	2,500,000
うちS種優先株式	373,563	373,563
うちA種優先株式	718,500	718,500
うちB種優先株式	633,789	633,789
うちC種優先株式	1,069,850	1,069,850
うちD種優先株式	119,706	352,361
うちE種優先株式	-	90,391
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 (普通株式 520,000株)	新株予約権 (普通株式 520,000株)

(注3) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	840,366	627,318
純資産の部から控除する金額(千円)	840,366	627,318
うちS種優先株式	-	-
うちA種優先株式	-	-
うちB種優先株式	-	-
うちC種優先株式	339,846	-
うちD種優先株式	500,000	221,799
うちE種優先株式	-	404,999
うち新株予約権	520	520
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	-	-
1株当たりの純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式数(株)	2,500,000	2,500,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	注記番号	当中間会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		208,682
顧客分別金信託		110,033
前払費用		15,378
未収入金		39
未収委託者報酬		360
未収運用受託報酬		410
その他	1	12,250
流動資産合計		347,156
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券		14,231
長期差入保証金		22,242
投資その他の資産合計		36,473
固定資産合計		36,473
繰延資産		
株式交付費		3,033
繰延資産合計		3,033
資産合計		386,663
負債の部		
流動負債		
預り金		7,695
未払金		2,854
未払費用		18,883
未払法人税等		475
その他		361
流動負債合計		30,270
固定負債		
繰延税金負債		1,176
固定負債合計		1,176
負債合計		31,446

純資産の部		
株主資本		
資本金		50,000
資本剰余金		
資本準備金	1,568,964	
その他資本剰余金	1,810,000	
資本剰余金合計		3,378,964
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△ 3,076,492	
利益剰余金合計		△ 3,076,492
株主資本合計		352,472
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		2,223
評価・換算差額等合計		2,223
新株予約権		520
純資産合計		355,216
負債・純資産合計		386,663

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
営業収益		
委託者報酬		507
運用受託報酬		866
営業収益合計		1,374
営業費用		26,762
一般管理費	1	222,150
営業損失(△)		△ 247,539
営業外収益		371
営業外費用	2	1,204
経常損失(△)		△ 248,373
特別利益		-
特別損失	3	25,944
税引前中間純損失(△)		△ 274,317
法人税、住民税及び事業税		475
法人税等調整額		△ 2,418
法人税等合計		△ 1,943
中間純損失(△)		△ 272,375

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
					繰越利益 剰余金		
当期首残高	50,000	1,568,964	1,810,000	3,378,964	△ 2,804,117	△ 2,804,117	624,847
当中間期変動額							
当中間期純損失（△）	-	-	-	-	△ 272,375	△ 272,375	△ 272,375
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	△ 272,375	△ 272,375	△ 272,375
当中間期末残高	50,000	1,568,964	1,810,000	3,378,964	△ 3,076,492	△ 3,076,492	352,472
	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計			
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計					
当期首残高	1,951	1,951	520	627,318			
当中間期変動額							
当中間期純損失（△）	-	-	-	△ 272,375			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	272	272	-	272			
当中間期変動額合計	272	272	-	△ 272,103			
当中間期末残高	2,223	2,223	520	355,216			

注記事項

（継続企業の前提に関する事項）

当社は、前事業年度までに5期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当中間会計期間においても営業損失、経常損失及び中間純損失を計上したために、継続的な手元資金の減少により当中間会計期間末日後1年内の資金繰りに懸念があります。

また、金融商品取引法第46条の6第1項に定める自己資本規制比率は、2025年6月30日現在で193.2%となっており、金融商品取引法第46条の6第2項に定める法定比率は超過しているものの、依然として自己資本規制比率は低下している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しています。

当社では、このような事象又は状況を解消又は改善するために、販売会社の増強、販売会社を通じた当社設定ファンドの販売拡大による運用資産残高の増加に伴う委託者報酬の増加に加え、金融機関向けにNISAを活用した新サービスの提供による収益確保を行い、利益確保及び収益基盤の確立に努めてまいります。さらに、持続的な経営の早期安定化を目的に、運転資金および事業資金の確保が重要であると判断し、資金調達を計画しております。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、関係当事者との最終的な合意が得られていないため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しておりません。

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの： 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法（ただし建物附属設備に関しては定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	8年
器具備品	3～15年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 3年間の均等償却によっております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に毎計算期間の最初の6か月終了日及び毎計算期末又は信託終了時に受領しております。当該期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、顧客との間で締結された投資一任契約に基づき過去の運用成果の最高値を上回る超過運用益の達成等により履行義務を充足し、当該報酬を受領する権利が確定した時点で超過運用益に対する一定割合として収益を認識しております。確定した報酬は、履行義務を充足した時点から短期間で受領しております。

（中間貸借対照表関係）

1. 消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

1. 減価償却実施額

（単位：千円）

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）	
有形固定資産	3,240

2. 営業外費用の内主要なもの

（単位：千円）

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）	
株式交付費償却	1,204

3. 特別損失（減損損失）

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（千円）
本社	事業用資産	建物付属設備	12,849
	事業用資産	工具器具備品	7,443
	その他	長期差入保証金	5,650

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、本社を単位としてグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上いたしました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであることから、使用価値を零と算定しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期末
普通株式（株）	2,500,000	-	-	2,500,000
S種優先株式（株）	373,563	-	-	373,563
A種優先株式（株）	718,500	-	-	718,500
B種優先株式（株）	633,789	-	-	633,789
C種優先株式（株）	1,069,850	-	-	1,069,850
D種優先株式（株）	352,361	-	-	352,361
E種優先株式（株）	749,999	-	-	749,999
合計（株）	6,398,062	-	-	6,398,062

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当中間会計期間末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計		-	-	-	-	520

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

当中間会計期間（2025年6月30日）

	（単位：千円）		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	14,231	14,231	-
資産計	14,231	14,231	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

以下の金融商品については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

- 現金・預金
- 顧客分別金信託
- 未払費用

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場において（無調整の）相場価格より算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2025年6月30日）

区分	時価（単位：千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	-	14,231	-	14,231
資産計	-	14,231	-	14,231

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券：当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

（有価証券関係）

その他有価証券

当中間会計期間（2025年6月30日）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	(単位：千円)
			差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
証券投資信託	14,231	10,831	3,400
合計	14,231	10,831	3,400

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

中間損益計算書に記載のとおりです。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針 4 .収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社の事業セグメントは、投資運用サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（1）製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益が無いため、該当事項はありません。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の事業セグメントは、投資運用サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

（1株当たり情報）

	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり純資産額（円）	0.00
1株当たり中間純損失（△）（円）	△ 42.57

（注1）潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

（注2）1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
中間純損失（△）（千円）	△ 272,375
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 中間純損失（△）（千円）	△ 272,375
普通株式の期中平均株式数（株）	6,398,062
うち普通株式	2,500,000
うちS種優先株式	373,563
うちA種優先株式	718,500
うちB種優先株式	633,789
うちC種優先株式	1,069,850
うちD種優先株式	352,361
うちE種優先株式	749,999
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 (普通株式 520,000株)

（重要な後発事象）

資金の借入

当社は、2025年10月14日開催の取締役会にて、以下の借入の実行を決議し、2025年10月22日付で借入契約を締結及び実行いたしました。

資金の用途	広告費、人件費、業務委託費、不動産関連費用、その他の一般的な事業目的に充当する予定であります。
借入先	岡野 大
借入金額	50,000千円
借入金利	年2%
借入実行日	2025年10月22日
返済期限	2026年10月21日
返済方法	元本および利息を一括支払
担保の有無	無

第三者割当増資による新株の発行

当社は、2025年10月22日開催の取締役会にて、第三者割当増資による新株発行を以下の通り決議し、2025年10月31日に実行いたします。

募集方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	E種優先株式 74,074株
割当価格	1株につき540円
割当価格の総額	39,999千円
資本組入額の総額	20,000千円
払込期日	2025年10月31日
資金の使途	広告費、人件費、業務委託費、不動産関連費用、その他の一般的な事業目的に充当する予定であります。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 事業譲渡又は事業譲受
該当事項はありません。
- (3) 出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (4) 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実
該当事項はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円 (2025年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円 (2025年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

当ファンドは、委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメントが販売会社としての役割を兼ねています。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・処分、信託財産の計算、信託財産に関する報告書の作成等を行います。

<再信託受託会社>

受託会社との間で締結された信託契約に基づき、受託会社の業務の一部について、再受託します。

(2) 販売会社

当ファンドは、委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメントが販売会社としての役割を兼ねており、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメントが販売会社としての役割を兼ねています。

第3 【その他】

(1) 目論見書とは、交付目論見書（金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。）および請求目

論見書(金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。)の総称で、別称として、それぞれ「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書(請求目論見書)」と称することがあります。

(2) 目論見書の表紙等に、以下の事項を記載することがあります。

商標、ロゴ・マーク、写真、イラスト、図案およびキャッチコピー

金融商品取引法に基づく目論見書である旨

目論見書の使用開始日

ファンドの形態

委託会社の名称、設立年月日、本店の所在地、金融商品取引業者登録番号

請求目論見書の閲覧、請求に関する事項

信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられている旨

有価証券届出書の提出日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

有価証券届出書の提出日および当該届出が効力を生じている旨および効力発生日

「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す事項

ファンドの略称

(3) 目論見書に、以下の趣旨の文言の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、株式、債券等の値動きのある証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。

投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

当ファンドは、投資者保護基金の補償対象ではありません。

投資信託は、預金保険の対象ではありません。

投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。

投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。

投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

投資信託の取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

(4) 投資信託約款の重要な事項を交付目論見書に掲載し、投資信託約款の全文を請求目論見書の巻末に掲載します。

(5) 請求目論見書を含む当ファンドの詳細な情報や最新の運用実績は、委託会社のホームページで閲覧またはご確認いただけます。

(6) 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。グラフ、図表等に使用する当ファンドに関するデータは、将来の運用成果をお約束するものではありません。

(7) 当ファンドにおける課税上の取扱いは株式投資信託となります。

独立監査人の監査報告書

2025年3月19日

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

稲葉宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2024年1月1日から2024年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月5日

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

増田 美千子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル資産分散ポートフォリオ(R)の2024年10月26日から2025年10月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル資産分散ポートフォリオ(R)の2025年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、株式会社sustenキャピタル・マネジメント及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファン ドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監

査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

株式会社sustenキャピタル・マネジメント及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年10月23日

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 増田美千子

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2025年1月1日から2025年12月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度までに5期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当中間会計期間においても営業損失、経常損失及び中間純損失を計上したために、継続的な手元資金の減少により当中間会計期間末日後1年内の資金繰りに懸念がある状況となっている。また、金融商品取引法第46条の6第1項に定める自己資本規制比率が低下している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年10月14日開催の取締役会において借入の実行を決議し、2025年10月22日に実行している。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年10月22日開催の取締役会において第三者割当増資による新株の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。